

第62回 佐用町議会〔臨時〕会議録 (第1日)

平成26年11月27日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課農林 土木整備室長	井 上 憲 生	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (1名)	農林振興課長	横 山 芳 己		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議席の指定
日程第 2. 会議録署名議員の指名
日程第 3. 会期決定の件
日程第 4. 行政報告について
日程第 5. 報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて
専決第 14 号）
日程第 6. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町一般会計
補正予算第 3 号 専決第 15 号）
日程第 7. 議案第 70 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正す
る条例について
日程第 8. 議案第 71 号 佐用町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例について
日程第 9. 議案第 72 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採
用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10. 議案第 73 号 平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 11. 議案第 74 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提
出について
日程第 12. 議案第 75 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の
提出について
日程第 13. 議案第 76 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出に
ついて
日程第 14. 議案第 77 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出に
ついて
日程第 15. 議案第 78 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提
出について
日程第 16. 議案第 79 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案
（第 2 号）の提出について
日程第 17. 議案第 80 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）
の提出について
日程第 18. 議案第 81 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2
号）の提出について
日程第 19. 議案第 82 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出に
ついて
日程第 20. 議案第 83 号 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出に
ついて
日程第 21. 議案第 84 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提
出について
日程第 22. 議案第 85 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出につ
いて
-

午前 09 時 30 分 開会

議長（石黒永剛君）

皆さん、おはようございます。開会にあたり一言御挨拶申し上げます

す。

本日、ここに第 62 回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりおそろいでご参集いただき、ありがとうございます。

先の大井川鉄道、北杜市への研修については、大変御苦勞様でございました。それぞれ各位には有意義な研修になったことと思います。

さて、今臨時会は、庁舎の増築工事のため仮議場となっておりますが、ご了承いただくとともにご協力をよろしくお願いいたします。

今臨時会に付議されました案件は、報告案件 1 件、専決処分の承認が 1 件、条例に関する案件が 3 件、平成 26 年度補正予算案が 13 件の、18 件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵邊典章君） 皆さん、改めましておはようございます。

早朝からご参集いただきまして本当にありがとうございます。11 月も実質、今日、明日で終わります、11 月文化祭、また、収穫祭、いろいろな行事たくさんありましたけれども、無事それぞれ終わることができました。

本日は、臨時議会ということでお願いしたわけですがけれども、これは、来月 8 日には 12 月定例議会が予定をさせていただいているわけでありましてけれども、人事院勧告によります給与等の改定につきまして、この 11 月中に議会のご承認をいただかなきゃいけないということがありましたので、この臨時議会をお願いしたところであります。

それに合わせまして、専決処分をさせていただきました案件の報告、承認についても上程をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど、議長、御挨拶のように、今、議場等を含めて庁舎の改修工事を進めておりまして、12 月の定例議会からは、新しい議場で開会していただくことになっておりますけれども、本日は、こうして仮議場ということで、非常に狭い中、また、提案説明とか答弁等、全て自席でさせていただかなければなりませんので、その点もご了承いただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、この議会が終了後、また、報告案件、何件かあります。また、そういう形で今月は全員協議会が開催できておりませんので、そういう点で、また、一つ時間をいただきたいと思っております。

それとその後、行政改革の第 3 次大綱、計画に向けてこれまでの取り組みと、これからの計画内容につきまして、ご報告をさせていただく予定にしております。

それと、その後、増築をしております議場を含めた増築部分の庁舎が一応完成をいたしまして、昨日、県の検査を受けたところです。まだ、本庁舎のほうはこれから改築工事あって、全ての改築工事につきましては、まだまだ 3 月いっぱいかかるんですけれども、第 2 庁舎のほうに今月中に一部職員のほうも移動いたしまして引っ越しをいたします。この 29 日、30 日 2 日間で引っ越しをするということで、12 月 1 日から新しい庁舎のほうで職務を行うということになっております。

そして、議会のほうも 12 月議会から新しい議場で開会をしていただくことになっておりますので、それを一応、皆さんに見ていただきたいということで、一つ担当職員のほうでご案内を申し上げますので、まだ全ては完成しておりませんし、備品等も全てが入っているわけではないんですけれども、一応、皆さんにご覧いただきたいと思っております。

今日、1 日非常にたくさん予定しており 1 日いっぱいかかると思うんですけれども、最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 62 回佐用町議会臨時会を開会いたします。

なお、この臨時会のため、地方自治法第 121 条の規定により出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、支所長、天文台公園長であります。

なお、横山農林振興課長から、農業委員会の視察研修随行的のため欠席届が提出されております。代理出席として井上農林土木整備室長が出席をされ、これを認めております。ご報告しておきます。

また、本日 4 名の傍聴申し込みがありました。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第 1．議席の指定

議長（石黒永剛君） 日程第 1 は、議席の指定でございます。

今臨時会は仮議場での開催となりましたので、議席の指定を行います。議席は、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配付しております議席表のとおりといたします。

日程第 2．会議録署名議員の指名

議長（石黒永剛君） 日程第 2、会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定によりまして議長より指名いたします。

7 番、岡本義次君。8 番、金谷英志君。以上の両君にお願いいたします。

日程第 3．会期決定の件

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 3 に入ります。会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。会期は、本日 1 日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 4．行政報告について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 4、行政報告に入ります。

行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をいたし、日程第4を終了いたします。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しておりますので、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、本日は仮議場でありますので、卓上マイクの設備がございません。発言の際には、事務局職員がマイクをお渡ししますので、必ずそのマイクを使用し、ご発言くださるようお願いいたします。

当局の提案説明につきましても、自席の説明とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

日程第5．報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて
専決第14号）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第5、報告第7号であります。専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、専決第14号の報告を求めます。

町長、庵途典章君。

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第7号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、町道管理に不備があり通行中の車両に損傷を与えたことにより、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告を申し上げます。

事故の概要は、平成26年8月23日午前7時過ぎ、本位田甲の町道水谷線において、道路横断溝に設置しているグレーチングの設置が不安定であったため、車両が通行した際に跳ね上がり、車体下部に接触、損傷を与えたというものであります。

道路管理者として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、修理費の全額21万3,624円を支払う内容で、10月7日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第2号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしておりますので、ご報告申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） ただ今、上程されております報告ですけれど、この水谷線の通行

量というか、人とか車とか、現状はどのような状況なのかお尋ねします。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 以前は、ここは中学校の通学路として指定をされておりましたけれども、今は指定はされておられません。ですから通行量は、近隣の方の通行ということでありまして、そんなに多い場所ではありません。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町道、町の責任にある道路ですけれども、県道の場合、例えばですけれども、道路管理者がパトロールなどをして、その管理をされております。そういう点で、町道について地元の自治会長さんを通して、いろいろと町のほうに改良要望なども上がってきていると思うんですけれども、町の管理道を管理して行く上で、そういった県のパトロール的な、そういったものも参考になるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔建設課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 県のパトロールとおっしゃいましたですか。
県のパトロールカーは県道をパトロールしておりまして、町道までは、

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

建設課長（鎌内正至君） 町として、すいません。

だいたい自治会からの要望によりまして、こういった修繕要望とかで重点的にやるんですけれども、今回の事故を受けましても重点的にパトロールは、一応ずっと全町的に溝蓋とかグレーチングとかやりました。緊急でございましたですけれども。

通常は職員が現場へ行く時とか、そういった時には必ず目をやりながらパトロール的に現場を巡回しているというふうにしております。

それと、定期的には、災害、台風の後とか、そういった時には必ず巡回をして見ているところではあるんですけれども、そういった目に見えないところで隙間があったりすると、こういった事故の発生につながったと思っております。以上です。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7番（岡本義次君） この事故に鑑んでグレーチング、たくさん町内において水路の上へあると思うんですけど、この間も久崎の方が、やっぱり隙間が開いておって、年寄りの方とか、体の不自由な方が杖を持っておって、その杖が、その隙間にはまってしまって転びそうになったというようなこともありました。ですから、これらも飛び跳ねないような格好の中で、隣同士、連結して飛び跳ねるのを防ぐというような措置も、今後、十分考えていかないといけないと思いますが、そこらへんについては、どのような措置をされますか。

〔建設課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 最近、車椅子の方なども多くおられましてグレーチングの隙間が広いというので、なかなか走行が難しいというお話も聞いております。

しかし、通常のグレーチングを全て細目のんにやりかえるとなると、大変な費用もかかりますので、それはちょっと困難かなと思うんです。

その隙間というのは、杖が入ったということなんですけど、そこまでの対応は、なかなかちょっと難しいのではないかなと考えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） グレーチングの、その隙間に入ったというんじゃなくって、置いておる中で、何ぼかの、この片一方に寄りすぎて入ったんじゃないかというふうに思います。それから前、才金でサイクリングの人が橋の隙間に車がはまって、

〔「本郷、本郷」と呼ぶ者あり〕

7番（岡本義次君） 本郷か。

けがした、その損害賠償あったりして、すぐに、そういう管理責任問われるような時代になってますので、そこらへんについては、今後、そういうふうなことのグレーチングが飛び跳ねないような格好の中で、隣同士結わえて、全体落ち着くような格好の中で、そういうことも十分考えていかないといけないと思いますので、そこらへんについて、対応、また、お願いしたい思います。

議長（石黒永剛君） はい、意見として。

ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第 6 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町一般会計補正予算第 3 号 専決第 15 号）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 6、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算第 3 号、専決第 15 号を議題とします。

承認第 14 号について、当局の説明を求めます。はい、町長。

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、提案説明を申し上げます。

本件は、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算第 3 号でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,034 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 131 億 3,109 万 6,000 円といたしております。

今回の補正予算は、町道小山安川線道路改良事業に係る現計予算の一部、測量調査設計委託料 2,034 万 4,000 円を債務負担行為として振替計上し、当該債務負担行為相当額を現年度予算額から減額するというものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございますが、繰入金につきましては 104 万 4,000 円、町債につきましては 1,930 万円、合計 2,034 万 4,000 円の減額で、振替事業費の財源内訳でございます。

次に、歳出でございますが、土木費につきまして 2,034 万 4,000 円の減額で、振替元となる道路橋梁費の減額でございます。

次に、債務負担行為の追加でございますが、第 2 表、債務負担行為補正をご覧くださいと思います。

先ほど説明をいたしました第 1 表の減額分の振替先といたしまして、道路新設改良事業につきまして、期間を平成 27 年度、限度額を 2,034 万 4,000 円と設定するものでございます。

以上、簡単でございますが専決処分に係る一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（石黒永剛君） 当局の説明が終わりました。

これから承認第 14 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） この点については、協議会の中でも説明があったんですけども、小山安川線のカルバートのとこの変更、J R との協議の今、内容はどういうふうになっていますでしょうか。

それと、この 9 月には小山安川線の町道の入札も行われます。その全体の工事の計画の中でのその進捗状況はどういうふうになるかということをお伺いします。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

[町長「建設課長」と呼ぶ]

建設課長（鎌内正至君） 　ただ今、JRとの委託契約が終了いたしまして、総額 2,894 万 4,000 円の詳細設計の委託契約を締結終了しております。

　工事につきましては、本年度、駅前におきましては、つぶした建物のところを埋める、整地をするという工事と、それと駅裏ですけれども、南光建設の倉庫のところの取り合い道路。道路が今度、カルバートボックスで下がっていくんですけれども、下がっていくところまでの一部を改良したいと思っております。

　進捗状況といたしましては、工事費においては5パーセントに満たないんじゃないかなという現状でございます。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 　はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 　協議会の中でも変更あったんですけれども、当初の計画から言うたら、そのJRのほうの変更の理由としては、協議しなければならない理由としては何があったんでしょうか。

[建設課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 　建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 　変更の理由とは。

議長（石黒永剛君） 　金谷君。

8 番（金谷英志君） 　その計画は当初から、前からあったわけで、それをこの度に債務負担行為で7割ぐらいの債務負担行為にするということですから、変更があったからということなんで、それはJRとの協議の中での変更だということですから、その内容については、どういうことかということなんです。

[建設課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 　建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 　JRとの契約ですけども、ボックスの詳細設計とか、U字型擁壁の設計とか仮設計画ですね、それをもう一度詳細設計をやり直すということで、本年契約すると、来年のまた、1年詳細設計にかかるということで、その委託契約が2年にまたがるということになっちゃいますので、こういった債務負担行為の設計をお願いしたところでございます。

町長（庵途典章君） 　いや、その変更の理由なんだから、JRが以前の設計では、構造令が変わったんだろう。そういうことがあったから、それをするんだろう。

建設課長（鎌内正至君） 失礼いたしました。

平成 16 年、17 年で詳細設計をしておりましたものが、今の段階では、地震に対する設計内容とかが変わりましたので、それを全てやり直すということで J R から指示を受けまして、前回したのを参考にはなるが、全てをやり直さなければならないと、見直さなければならないということで、それで、今回の委託ということに、新たな委託ということになりました。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

8 番（金谷英志君） はい。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算第 3 号、専決第 15 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 7. 議案第 70 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 7、議案第 70 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。お願いします。

町長（庵道典章君） 70 号を上程させていただく前に、70 号、それから 71 号、72 号、この 3 件議案につきましては、今回の人事院勧告に基づきます給与の改定等にかかる改正の議案でありまして、関連がございます。その内容につきまして、事前に、この 3 件にかかわる全てを総務課長のほうから一旦説明をさせていただきましてから、1 件 1 件上程をさせていただきたいと思っておりますので、まず、総務課長のほうから説明をさせます。

議長（石黒永剛君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） それでは、皆様のお手元に配付させていただいております平成 26

年度給与改定等（案）についていうのを、ちょっと見ていただきたいと思います。

まず初めに、一般職の職員ということで、これは 26 年度のものでございますが、民間給与との格差等に基づく給与改定ということで行政職の給料表及び技能労務職給料表、これについては平均 0.3 パーセントの引き上げでございます。それと初任給については、2,000 円の引き上げ。もう 1 点、3 級以上の級の高位号級は改定なしということで、3 級でいきますと 100 号級、100 号になります。佐用町では、該当ございませんけれども、これについては改定がございません。実施時期については、26 年の 4 月 1 日でございます。

それから通勤手当、これについては、国公を基準に 100 円から 4,900 円の範囲内で引き上げということでございますが、これは最高で 4,900 円ということでございまして、1 キロから 15 キロ未満については引き上げはございません。これ 1 キロずつの刻みなんですけれども、全て言いますと、ちょっと時間超の関係もありますので、主などこを言いますけれども、5 キロ刻みで 15 キロから 16 キロであれば 100 円の増。プラスということです。それから、20 キロから 21 キロで 400 円のプラス。それから 25 から 26 キロで 700 円。30 から 31 キロで 1,000 円。35 から 36 キロで 1,200 円。40 から 45 キロで 1,300 円。それで最高の 4,900 円というのは、60 キロ以上ということで挙げております。

それから次に勤勉手当でございますが、26 年度につきましては 6 月期については支給済みでございます。12 月につきまして現行は 0.675 月でございますが、今回は、26 年度に限り 0.825 月といたしまして 2.2 月、現行の 2.05 月を 2.2 月ということで改正を挙げております。で、27 年度以降につきましては、6 月期をコンマ 75、0.75 月。そして 12 月も同じく 0.75 月で 1.5 月ということになります。実施月は 26 年 12 月 1 日予定ということでございます。

それから次に給与制度の総合的見直しということで、これについては 27 年 4 月以降ということでございますが、行政職給料表及び技能労務職の給料表につきまして、平均で 2 パーセントの引き下げでございます。それから 50 歳台の後半層が在職する号給については、最大で 4 パーセント程度の引き下げになります。それから給料表の水準引き下げに伴う経過措置といたしまして、これは 27 年の 4 月 1 日から 30 年の 3 月ということで 3 年間経過措置をとるということで、ここに記載しておりますように 27 年 3 月 31 日に受けていた給料月額との差額を支給ということで、27 年 4 月に給料が減額となりますので、その分と減額した分をプラスして。ということは、27 年の 3 月と同額となるということでございます。

それから 55 歳以上で 6 級職員の 1.5 パーセント削減措置、現在しておりますが、その削減措置が廃止されるということです。これも 3 年間は現行どおり行うということで、30 年 3 月をもって廃止ということでございます。実施時期は 27 年 4 月 1 日から適用するということです。

次に、管理職員の特別勤務手当ということで、1 点目は災害への対処等の臨時緊急の必要により平日の深夜 0 時から 5 時でございますが、これに勤務した時につき勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内の額を支給ということで、これ対象としましては災害対応が主なものになろうかと思えます。それから、もう 1 点は、臨時又は緊急の必要時同じですが、これは週休日又は休日に勤務した場合ということで、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内の額を支給ということで、対象については、同じく災害対応ということにしております。実施時期は 27 年の 4 月 1 日からということでございます。

次に単身赴任手当でございますが、これは基礎額と加算額の引き上げということです。基礎額につきましては、現行 2 万 3,000 円が 3 万円ということで 7,000 円のアップでございます。それから、加算額については、上限の現在 4 万 5,000 円を 7 万円ということ

に改定するというごさいます。

次に、特定任期付採用職員、これについても、この表に挙げておりますように、引き下げ、再任職員給与月額引き下げに伴い、この給料月額を引き下げということごさいます。1、2、3、4、5、6級にありますが、それぞれ引き下げ、この金額に引き下げるということごさいます。実施時期は27年4月1日ごさいます。

次に町議会議員ということ期末手当、年間支給月数で0.15月分を引き上げることごさいます。26年度につきましては、6月期支給済みのため12月において現行の2カ月を2.15月にすると。それから、27年度以降については、現行の1.9月を1.975月、そして12月については2.15月を2.075月にするとことごさいます。これは26年12月1日を予定しております。

それから、町長、副町長、教育長については、町議会議員と同じ内容ごさいます。全く同じでありますので省略させていただきます。

以上ごさいます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の、

〔町長「いや、ちょっと待ってください。それで、これから提案をさせていただきます」と呼ぶ〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵道典章君） 3議案関連して、総務課長のほうから事前に説明させていただきました。

それでは、1議案ずつ提案説明をさせていただきます。

それでは、ただ今、上程をいただきました議案第70号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についての提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、今議会に上程をしております一般職の職員の給与の改定に伴い、町議会議員の期末手当の支給月数を改定させていただくものごさいます。

議員の期末手当の支給月数は一般職の職員の期末勤勉手当に準拠して改定をいたしております。

一般職の職員の給与を人事院勧告に準拠して改定する条例案を72号議案として上程をさせていただきますが、今回、勤勉手当の支給月数を0.15月引上げさせていただきますことといたしております。

本議案は、一般職の職員の勤勉手当の支給月数の引き上げに合わせて、議会議員の期末手当の支給月数を0.15月引上げさせていただくものごさいますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の理由とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7番（岡本義次君） 今、説明ございましたけれど、0.3パーセントの引き上げというこ

とでございます。その 0.3 パーセントというんは、金額にして、町職員の平均で幾らなんかということが一つと。

その 0.3 パーセント上がることによって、佐用町として全金額は幾らぐらいになりますか。お尋ねします。

[総務課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい。

総務課長（鎌井千秋君） この 0.3 パーセントというのは、この給与水準が、簡単に言えば表全体が 0.3 パーセント引き上げるということございまして、それぞれ個々のものが 0.3 パーセントとかいうことではないんです。全体で。佐用町の職員一人一人 0.3 パーセント上がっていくということではありませんので、そういった計算も、ちょっとそれは、ようしておりません。ご了解願いたいと思います。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 70 号議案ですけれど、一般職員の給与改定に伴う期末手当を 0.15 カ月増やす内容なんですけど、私ども自身の内容ですのであれなんですけれど、具体的には、この引き上げ 0.15 カ月というのは、金額にすると 3 万 7,500 円というふうに、私は算出したんですけれど、正確には幾らになりますか。お尋ねします。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。
再度お願いいたします。

町長（庵途典章君） いやいや違う、再度じゃなくって、本当は議会がする。議会事務局が計算する話なんや。それは。

議長（石黒永剛君） そやから、ちょっと今、局長できますか。できてないん。

[町長「私が、説明、回答しておきます。はい、議長」と呼ぶ]

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それはもう、0.15 カ月ですから、それに掛けていただいたら、今、平岡議員が言われた、だいたい 3 万幾らになると思います。正確な数字は、きちっと議会事務局のほうで計算して出させていただきます。

[総務課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） それに、10 パーセントの加算額が議員さんの場合付きますので、それがプラスされます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 私自身でやった金額が3万 7,500 円ですかという具体的な数字で尋ねたんですけど、正確には10 パーセントとかありましたので、後ほどでいいですから、その金額は示していただけますか。

議長（石黒永剛君） 後ほどでよろしいですか。

13 番（平岡きぬゑ君） 今です。今。

議長（石黒永剛君） 出ますか。

町長（庵途典章君） これは議会事務局長がするんです。

議会事務局長（舟引 新君） すいません。
一般の議員の方、25 万円なんですけれども、今回の分で4万 1,250 円になります。

議長（石黒永剛君） 平岡議員、よろしいですか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。まず、反対討論の方。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 70 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

人事院勧告に準じた一般職の給与改定に伴う期末手当の支給月数 0.15 カ月を増やす内容、先ほど質疑の中で明らかになった金額が4万 1,250 円です。一般職員の場合、7年ぶりの給与引き上げですが、これは給与特別法により2年に及ぶ平均 7.8 パーセントの賃下げが強行されてきたこと。また、消費税の増税、物価上昇を考えても不十分な内容となっています。

一方、恒久的な賃金引き下げとなる給与制度の総合見直しも、来年から行われる予定です。こうした状況の中で、議員の期末手当引き上げをすることについては、認めることができません。

よって、議案第 70 号に対しては反対いたします。

議長（石黒永剛君） はい、ほかにありませんか。賛成討論の方ありませんか。

〔賛成討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 70 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 70 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第 70 号、佐用町議会議員の議員報酬
及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日第 8 議案第 71 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 8、議案第 71 号、佐用町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 71 号、佐用町特別職の職員
で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明
を申し上げます。

今回の改正は、今議会に上程をしております一般職の職員の給与の改定に伴い、町長、
副町長、教育長の期末手当の支給月数を改定させていただくものでございます。

期末手当の支給月数は一般職の職員の期末勤勉手当に準拠して 0.15 月引上げさせてい
ただくことといたしております。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方、ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 議案第 71 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

議案第 70 号と同様、職員の給与は総合的見直しとして恒久的な引き下げを行う一方、町長らの常勤特別職の期末手当の引き上げは公平性を欠くことであります。

以上、反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） 賛成討論の方ありませんか。ほかにありませんか。

[賛成討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 71 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 71 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第 71 号、佐用町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 72 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） それでは日程第 9、議案第 72 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長。

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 72 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の給与が 8 月 7 日の人事院勧告に基づき改定されることとなったことに伴い、本町の一般職の職員の給与においてもこれに準拠した給与改定を実施するため、関係条例の改正を行うものでございます。

今回の改正は、民間給与との較差等に基づく改定と、給与制度の総合的見直しによる改定に分けられ、その主な内容は、民間給与との較差等に基づく改定では、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用される給料表の改定と通勤手当額の改定、公布の日から施行される勤勉手当の支給月数の引き上げでございます。

給料表の改定は、平均で 0.3 パーセントの引き上げとなりますが、初任給で 2,000 円の引き上げとなるなど若年層の引き上げを行う内容となっております。勤勉手当については、今年度は 12 月期の支給月数を 0.675 月から 0.15 月引上げ、0.825 月とするものでございます。

給与制度の総合的見直しによる改定では、給料表の改定と管理職員特別勤務手当の新設を予定いたしております。

給料表の改定は、平均で 2 パーセントの引き下げ改定となっておりますが、特に中高齢

層について最大4パーセントの引き下げを行う一方で、若年層については引き下げを行わないこととすることで、年功的な給与水準の上昇を抑制するものとなっております。

管理職員特別勤務手当につきましては、管理職の職員が災害対応等で週休日および休日、また平日の深夜0時から5時までの間に勤務した場合に支給される手当となっております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 1点目は平均して、今度7年ぶりに勧告に基づいて給与が引き上げられるんですけれども、年間給与の引き上げ額というのは、どれぐらいになりますか。その点を一つお尋ねします。

それから、もう1点は、給与を引き下げる、平均2パーセント引き下げ、最高4パーセント引き下げるといものなんですけれども、この減額というのは、全体ではどれぐらいになりますか。お尋ねします。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 26年のこの引き上げ額につきましては、全体で2,400万5,000円。これ特別職が37万1,000円を含んでおりますが、そのマイナス分でございます。

それから、27年度の改定につきましては、この引き下げということで、それぞれ金額とかは、まだ、今の時点で分かりません。それぞれが違いますので、例えば、若い年齢層については引き下げと言いながら改定をされて上がっていきますので、それで今、先ほど説明させてもらったように3級の上位からは引き下げというような形になりますので、金額的には、ちょっと今把握しておりません。

議長（石黒永剛君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 若年層はそのままで、全体としては引き下げではないんですか。その50歳台後半層で最大4パーセントの引き下げ、賃下げというふうに説明があったかと思うんですけれども、ほかのところは引き下げないような答弁に聞こえたんですが、そうではないですね。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 当然、引き下げでございます。

議長（石黒永剛君） よろしいか。ほかにありませんか。ほかに質疑の方ありませんか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありませんか。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 72 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。2014 年度の給与は月給を 0.3 パーセント、期末勤勉手当 0.15 カ月、それぞれ引き上げになります。

一方で平均 2 パーセントの賃下げなどを内容とする給与総合制度見直しが 2015 年から 3 カ年かけて実施されるという、その人勧の内容となっています。

プラスの勧告というのは 7 年ぶりですし、平均給与額も増えてきます。金額にして 2,400 万円余りということですが、全体として。こういうふうな状況については、給与特例法による 2 年余りに亘って職員の給与は 7.8 パーセント賃下げが強行されておりますから、この引き上げも消費税の増税とか物価上昇を考えても不十分な内容となっております。

人事院勧告が実施した民間給与実態調査で 4 月の公務員給与は民間賃金に比べて 1,090 円下回っており、今回の引き上げでは初任給が一律 2,000 円加算される一方、55 歳以上の高齢層職員は据え置かれたままとなっています。ボーナスの支給月数は 5 年ぶりに 4 カ月台を回復しておりますけれども、能力とか実績に応じて差がつく勤勉手当に対して積みます仕組みとなったものです。

通勤手当の改善などについては改善された内容として歓迎するものです。

こうした引き上げの一方で公務員の恒久的な賃下げとなります給与制度の総合的見直しの実施、これも行われていきます。平均 2 パーセントの賃下げをはじめとして地域間格差の拡大につながっていく地域手当の見直しであるとか、50 代後半層の最大 4 パーセントの賃下げなどを行う内容となっております。こうした職員の給与の関係については、今後、地域経済に対して申告な影響が出てくると考えるものです。給与引き上げに対しては、賛成ですが、その一方で行われます給与制度の見直し、総合的見直しについては、重大な問題があり、この条例に対して反対いたします。

議長（石黒永剛君） 次に賛成の討論の方は、ありませんか。ほかに討論ありませんか。

[賛成討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。これより議案第 72 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 72 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第 72 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 10. 議案第 73 号 平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 11. 議案第 74 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 12. 議案第 75 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 13. 議案第 76 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 14. 議案第 77 号 平成 26 年年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 15. 議案第 78 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 16. 議案第 79 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 17. 議案第 80 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 18. 議案第 81 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 19. 議案第 82 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 20. 議案第 83 号 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 21. 議案第 84 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 22. 議案第 85 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて、日程第 10 に入ります。日程第 10 から日程第 22 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 73 号、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出についてから、日程第 22、議案第 85 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてまでを一括議題といたします。

それでは、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 73 号から議案第 85 号につ

きまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

この 73 号から 78 号議案につきましては、先ほどご審議、また議決をいただきました給与改定に伴います人件費等の補正予算でございます。全部、基本的に同じような内容になっておりますけれども、それぞれ一般会計、また特別会計、それぞれ会計がございますので、少し長くなりますけれども、説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,392 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 5,502 万 5,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明いたしますが、先ほどご承認していただきました議案第 71 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正及び、議案第 72 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費関係の補正が主なものでございます。

なお、特別会計につきましても同様でございます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。歳入は繰入金のみで、基金繰入金 2,392 万 9,000 円の増額で、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。引き続き予算書 1 ページをご覧くださいと思います。

各款における補正額は、先ほど申し上げましたとおり、このたびの条例改正によります人件費関係でございます。特別職及び職員の給料、各種手当、共済費、負担金並びに各特別会計への繰出金の増額でございます。

まず、議会費につきましては 25 万円の増額でございます。職員の人件費の増額でございますが、今回の条例改正によります議員の皆様様の期末手当の増額分につきましては、現計予算内で執行できますので計上はいたしておりません。

総務費につきましては 587 万 5,000 円の増額であります。うち、総務管理費におきましては 456 万 9,000 円の増額で、うち、特別職期末手当は 22 万 4,000 円の増額でございます。徴税費、戸籍住民登録費、統計調査費におきましては、それぞれ 90 万 3,000 円、31 万 7,000 円、8 万 6,000 円の増額であります。

民生費につきましては 681 万 7,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては 370 万 9,000 円の増額で、児童福祉費、国民年金事務取扱費におきましては、それぞれ 303 万 7,000 円、7 万 1,000 円の増額となっております。

衛生費につきましては 301 万円の増額でございます。うち、保健衛生費、清掃費におきましては、それぞれ 163 万円と 138 万円の増額でございます。

農林水産業費につきましては 204 万 9,000 円の増額でございます。うち、農業費におきましては 177 万 4,000 円の増額、林業費におきましては 27 万 5,000 円の増額でございます。

商工費につきましては 79 万 5,000 円の増額でございます。

土木費につきましては 189 万 3,000 円の増額でございます。うち、土木管理費と道路橋梁費につきましては、それぞれ 52 万 3,000 円と 51 万 4,000 円の増額で、下水道費、住宅費につきましては、それぞれ 61 万 1,000 円と 24 万 5,000 円の増額でございます。

消防費につきましては 26 万 4,000 円の増額であります。

教育費につきましては 297 万 6,000 円の増額でございます。うち、教育総務費におきましては 116 万 9,000 円の増額で、小学校費と中学校費におきましては、それぞれ 7 万 8,000 円と 7 万 9,000 円の増額、社会教育費と保健体育費におきましては、それぞれ 88 万 1,000 円、76 万 9,000 円の増額でございます。

以上、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、特別会計であります。

議案第 74 号、平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 4,245 万 7,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましての説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明をいたします。1 ページをご覧ください。繰入金につきましては、一般会計繰入金として 33 万 2,000 円の増額でございます。

次に歳出であります。総務費の総務管理費として 33 万 2,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 75 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,722 万 9,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして 10 万 8,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費として 10 万 8,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 76 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 150 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 8,909 万円に改めるものでございます。

その中身につきましては、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

歳入について、繰入金につきましては、一般会計繰入金として 150 万 1,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費といたしまして 150 万 1,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額と、時間外勤務手当を増額させていただいております。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 77 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 68 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,000 万 7,000 円に改めるものでございます。

その内容につきましては、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

まず、歳入から、繰入金につきましては、一般会計繰入金として 68 万 1,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、民生費の老人ホーム費として 68 万 1,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、朝霧園特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 78 号、平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）に

についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6,388 万 2,000 円に改めるものでございます。

第 1 表の歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

歳入から説明をいたします。歳入につきましては、繰入金につきまして、一般会計繰入金として 30 万 2,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費として 30 万 2,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 79 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 61 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 6,412 万 7,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

まず、歳入から、繰入金につきましては、一般会計繰入金として 61 万 1,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては 61 万 1,000 円の増額でございます。うち、管理費におきましては 24 万 9,000 円、事業費におきましては 36 万 2,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額となっております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 80 号、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,835 万 3,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、まず、歳入から説明申し上げます。歳入繰入金につきましては、一般会計繰入金として 23 万 5,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費の農業集落排水施設管理費として、23 万 5,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 81 号、平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 905 万 9,000 円に改めるものでございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入につきましては繰入金、一般会計繰入金として 17 万 6,000 円の増額でございます。諸収入につきましては、雑入 23 万円の増額で、天文台公園運営委託金の人件費増額分でございます。

次に歳出でございますが、教育費の社会教育費として 40 万 6,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 82 号、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万 1,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,092 万 5,000 円に改めるものでございます。

その内容につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりまして説明申し上げます。

まず、歳入から繰入金につきましては、一般会計繰入金として20万1,000円の増額でございます。

次に歳出でございますが、笹ヶ丘荘費の笹ヶ丘荘管理運営費として20万1,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第83号、平成26年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,672万3,000円に改めるものでございます。

歳入歳出予算補正によって説明を申し上げます。

歳入につきましては繰入金、一般会計繰入金として11万円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費として11万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、歯科保健特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第84号、平成26年度佐用町農業共済特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入・支出予算の総額に収入・支出それぞれ35万9,000円を追加をし、収入・支出予算の総額を、それぞれ1億500万7,000円に改めるものでございます。

まず、収入から説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。業務勘定の共済事業収益につきまして35万9,000円の増額でございます。うち、営業収益におきまして35万9,000円の増額で、受取補助金の増額となっております。

次に支出でございますが、予算書2ページをご覧ください。業務勘定の共済事業費用につきまして35万9,000円の増額でございます。うち、営業費用におきましては35万3,000円の増額、特別損失におきましては6,000円の増額で、いずれもこのたびの条例改正に伴う人件費の増額となっております。

第3条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるもので28万円を増額し、2,471万9,000円とするものでございます。

第4条につきましては、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2,552万5,000円を2,588万4,000円に改めるものであります。

以上、農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第85号、佐用町水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う減額及び今回の条例改正に伴う人件費の増額であります。

第2条の収益的収入及び支出におきましては、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を13万2,000円増額し、水道事業費用の予定額を3億7,740万7,000円にするものであります。

第3条の資本的収入及び支出においては、第1款の資本的支出のうち、第1項、建設改良費を24万5,000円減額し、資本的支出の予定額を9億1,119万円にしようとするものでございます。

第4条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるもので、9万6,000円を増額し、1,550万5,000円とするものでございます。

以上、佐用町水道事業会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上で議案第73号から議案第85号までの補正予算につきまして、ご説明を申し上げます。

ました。ご承認いただきますように、よろしくお願ひ申し上げまして提案の説明を終わります。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

それでは、議案第 73 号から議案第 85 号までを順次、質疑、討論、採決を行います。

まず日程第 10、議案第 73 号、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 73 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 73 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願ひます。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 73 号、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 11、議案第 74 号、平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 74 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 74 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願ひます。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 74 号、平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 75 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 75 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 75 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 75 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 13、議案第 76 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 76 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 76 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 76 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 14、議案第 77 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 77 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 77 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 77 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 15、議案第 78 号、平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 78 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 78 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 78 号、平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 16、議案第 79 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 79 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 79 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 79 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 17、議案第 80 号、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 80 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 80 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 80 号、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 18、議案第 81 号、平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 81 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 81 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 81 号、平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 19、議案第 82 号、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案

(第 1 号) の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長 (石黒永剛君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長 (石黒永剛君) ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 82 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 82 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長 (石黒永剛君) 挙手、全員です。よって議案第 82 号、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘
荘特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 20、議案第 83 号、平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案 (第
1 号) の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長 (石黒永剛君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長 (石黒永剛君) ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 83 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 83 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長 (石黒永剛君) 挙手、全員です。よって議案第 83 号、平成 26 年度佐用町歯科保
健特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 21、議案第 84 号、平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案
(第 2 号) の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長 (石黒永剛君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 84 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 84 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 84 号、平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 22、議案第 85 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 85 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 85 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 85 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

議長（石黒永剛君） 以上で本日の日程は終了いたしました。
お諮りいたします。今臨時会に付議されました案件は、終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議ないと認めます。よって、第 62 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。
本日 1 日限りの会議でありました。各位には 12 月議会の準備もあろう中、大変お忙しいと思います。本当にありがとうございました。12 月議会は新装となります、新しい議場のほうで開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。
これをもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。
町長、お願いいたします。

町長（庵途典章君） 閉会にあたりまして一言お礼申し上げます。

まずは、本日提案させていただきました議案、それぞれ原案どおりご承認をいただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど、議長もお話のように定例議会、12月議会が間近に迫っております。また、新しい議場での、また議会の開会ということで、ひとついろいろとご審議いただき、また、提案もさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

12月予期していなかった衆議院の総選挙がございます。職員のほうも、そうした引越作業、また、選挙の準備ということで、大変忙しくしております。14日が投票日ということで、赤穂では討ち入り選挙ということで赤穂義士祭に重なるということで、非常にマスコミ等にも取り上げられておりますけれども、佐用町におきましてもマラソン大会を予定しております。これにもたくさんの職員が出ないとマラソン大会できませんので、そういうやりくりも、どこの町もこれ困っていると思うんですけども、ただ国の行く末、いろいろと政治を決める大事な選挙でありますので、この選挙につきましても万端、怠りのないように進めていきたいと考えております。

この後、最初に御挨拶させていただきましたように報告事項、また、行革の説明、そして、庁舎を見ていただくということで予定しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございます。

午前10時57分 閉会
